

### 申8号 賃金制度等の改正に関する要求申し入れ（その2）

**団体交渉終了！**

#### 1項

- (組合)・我々としては現時点においても納得感がない。会社のこれまでの主張を一部受け入れつつ、新たな要求として申し入れた。
- ・すべてが賃金制度として措置することはできないと言うが、それ以外の措置の仕方は何かあるのか。
  - ・現行運転士の方に対する部分と、現行運転士が駅等に異動した場合はどのように考えているのか。
- (会社)・より多様な業務に従事することによる能力の伸長とその発揮を進めていくことを踏まえて、様々な検討を行った上で今回の提案をしている。小さな業務の変更に対してまで賃金を加算することは相応しくないし、また、異動の回数が多ければ多いほど賃金が上がるということも相応しくないということを踏まえて全体のバランスを見ながら職名の変更などに伴う2つ以上の区分を経験する場合に基本給に 2,000 円を加えることとした。これまで特に1職しか経験していない社員にとってはそのきっかけにも成り得る、あるいは多様な経験をしていく上での後押しに繋がる効果もある。
- ・新たなジョブローテーションの実施というところについて賃金制度として後押しをしていく部分であるけれども、すべてを賃金制度だけで進めていくということでもない。通常に支払っている賃金制度の中での範疇としてこの業務をしていただくということが基本的な部分である。
  - ・すでに経験されている部分について措置をされている、すでに加算がなされていることを踏まえて、3,000 円のまま基本給に組み込むこととしている。ライフサイクルの深度化に措置としての 1,500 円の部分については基本給に組み込んで対応していく。それ以上の措置は考えていない。

#### 2項

- (組合)・差があったことには合目的な要素があったのだと思う。それを今回職名が変わるから統一をするということでは、目的がそこにあるのか否かということが伝わってこない。新たに変えるとなればそれ相応の目的があって然るべき。
- ・見習技術指導に対する様々な要素、違いとは何なのか。
  - ・運転士の見習の技術指導担当を上げる要素にはならなかったのか。
- (会社)・差の部分については様々な積み重ねの結果、差が生じているということはある。様々な手当にも金額としての差というものはある。
- ・その差自体に明確に何かがあるというものではない。
  - ・全体に増額しようと考えて措置しようというのではなく、乗務係に職名が統一される一つの要素に踏まえて額の大きい方へ統一していこうということ。

#### 3項

- (組合)・資料を配布するだけで簡単に済ませる中身ではない。丁寧な対応に努めること。
- (会社)・職場の実情に応じて対応を行っていくと考えている。改正の趣旨について伝わるようにしていきたい。

**認識が深まらないため再申し入れを検討していきます！**